

# 根源的モダリティ must の分析

## —— 可能世界意味論と言語行為の観点から ——

合 田 優 子

### 1. 序論

本論文では、英語の助動詞の根源的モダリティ must に関して、可能世界意味論と言語行為理論の観点から考察・分析を進める。英語の助動詞 must の意味は「～しなければならない」と「～にちがいない」という主に2つに分けられる。前者は根源的モダリティと呼ばれるが、文脈や状況によっては、「是非～してください。」というように聞き手に対して、話し手が行為の遂行を勧める時に用いられる。筆者はこれを must の勧誘的用法と呼ぶ。本論文の目的は、この勧誘的用法がどのような文脈で表れるか、を明らかにすることである。

合田 (2015) では、可能世界意味論の観点から、命令文と英語の助動詞 must の比較を行い、先行研究の問題点を挙げて、最終的にはそれぞれの意味形式の提案を行った。しかしながら、合田 (2015) には、問題点が主に2つある。1つ目は、義務的モダリティの意味形式には修正すべき点があることである。2つ目は、その意味形式は、勧誘的用法の特徴付けを完全に網羅しているのかという問題である。勧誘的用法を意味形式で表現できるのかという疑問が残っているので、他の領域からのアプローチが必要であると筆者は現在考えている。本論文では、この2つの問題点を修正する形で進め、最終的に、must は基本的に義務的な意味しか存在しないにも関わらず、会話状況において勧誘的な機能をも果たすと考え、その分析の手がかりを述べる。

本論文の構成は次の通りである。2節において、可能世界意味論と言語行為の観点からアプローチする理由を述べる。3節では、先行研究の Kratzer の枠組みを簡単に紹介し、Searle の言語行為を概観する。4節では、勧誘的用法を含めた must の考察分析をする。そして、5節で結論を述べる。

### 2. 意味論と語用論

#### 2.1. 可能世界意味論

意味論とは、言葉の意味を研究する分野である。Portner (2005: 11) によると、意味は言語の内部にあるものでもなければ、心のなかにあるわけでもない。意味は言語の外部、心の外部にある現実・実在にもとづいている。例えば Portner (2005: 11) では「犬」という単語の意味は、これが現実には犬であるモノすべて記述することを含意している。「犬」という音声、単語、指示するモノ、これらの要素で構成される。もちろん、指定した1つの個の「犬」について記

述することもできる。それでは、文の意味とはどういったものであるか。

(1) It is raining.

Patterson (2011: 4)

(雨が降っている。)

(1) は、今というその瞬間の、世界の有様を説明している。この文が真として成立する条件、すなわち真理条件は次のようなものである。雨が今降っているような状況、世界がそこにあるという条件である。そのような状況や世界の集合のすべてにおいてこの文は正しい。話し手が事実・事象を陳述するということは、その発話が事実であれば現実世界において真である。一方で、事実でなくても、話し手が命題について述べたり・説明したりすることであれば、真偽を問うことができる。これは、世界の有様を述べているのであって、話し手が世界のあり方をどう捉えているのかを述べているわけではないのだ。このように、現実世界における発話文について真か偽かを問うことができる領域が意味論であり、形式意味論などと呼ばれる。

私たちは自分たちが住んでいる世界が、実際（現実・現在）の世界と違った可能性があると思像したりする場合がある。Allwood, Andersson and Dahl (1977: 22) によれば、可能世界とは、現実世界も含めて、そのような想定可能な世界や状況のことを指す。そのような「世界がありうる、ありえたかもしれない、いくつかの状態や世界」について私たちは想定し、話すことができ、そして、それを可能世界と呼ぶ。また、想定（想像）すれば、その可能世界は複数個あるが、ある命題があればその命題はある可能世界では真となる。しかしながら、他の可能世界では、偽となる場合もある。可能世界意味論を使えば、現実世界だけでなく、過去の世界や、話し手の想定する世界などについて、モデル化し、議論し理解することができる。そのため、モダリティの考察に適している。

(2) It must be raining.

Patterson (2011: 4)

(雨が降っているに違いない。)

(2) は、「雨が降っているに違いない。」という、話し手の判断や推測を表している。その話し手の心的態度に関して真偽を問うことはできない。なぜなら、実際に雨が降っている状況だとしても、降っていない状況だとしても、それは世界のあり方について述べたものではなく、世界に対する話し手の主観的な信念について述べているからである。心的態度が成立していれば、実際の世界の在り方と関係なく (2) は真になる。

## 2.2. 語用論の観点を含める理由

次に、語用論について述べる。そもそも、語用論とはどういったものであろうか。

(3) すみません。

(3) の「すみません」という言葉は、複数の意図を表すことができる。例えば、職場でお土産をもらったとする。その時に、私たちは感謝を表現するときに「すみません。」と言う。もちろん、「ありがとうございます。」と言う場合もある。一見、「すみません。」という表現は、謝罪を表す表現と考えられるが、感謝を表す場合にも使われるのである。質問や依頼、要請や呼びかけとしても用いられることがある。

上記のことは、周知のとおり、日本の文化が関係している可能性がある。また、状況によって意味が変化するとも考えられる。小泉 (2001: 1) では、このような表現を「言外の意味」と言い、実際この表現が使われる状況において、聞き手がその意味を推察してくれるため、発話が成り立つのだ。つまり、言外の意味は状況に応じて変化する。小泉 (2001: 2) でも述べられているが、語用論は、会話の含意を解明するのが主な任務である。一方で、意味論は語の意味を明らかにし、それが組み合わさった文の意味構造について検討する。すなわち、語用論は単語や文の意味だけでなく、会話状況に応じて取り出される意味について取り扱うことができる。従って、本研究の、状況によって must の取り出される意味が変化するというテーマに対して、語用論からのアプローチは適切であると言える。

## 2.3. 本論文で明らかにしたいこと

Swan (2005: 333) における根源的モダリティ must の定義について述べる。

(4) *Must* is used mostly (・・・) to talk about necessity and obligation. Swan (2005: 333)  
(must は主に必要性や義務について話すのに使われる。筆者訳)

Swan (2005: 360) による、must の義務的用法の使い方 (5) と例文 (6) を下記に載せる。勧誘的用法の使い方 (7) と例文 (8) についても記載する。

(5) In affirmative statements, we can use *must* to say what is necessary, and to give strong advice and orders to ourselves or other people. Swan (2005: 360)  
(断定的な陳述では、私たちは must を必要なこと、強い助言や命令を私たち自身や他の

合田優子

人々に言うのに使うことができる。筆者訳)

(6) You must be here before eight o'clock tomorrow. Swan (2005: 360)

(あなたは明日の8時前にここにいないといけない。)

(7) *Must* is common in emphatic invitations. Swan (2005: 360)

(must は強調された勧誘として一般的である。筆者訳)

(8) You really must come and see us soon. Swan (2005: 360)

(本当に是非すぐに私たちに会いに来てください。)

勧誘的用法について、畠山 (2012: 3) では、(9) の発話の状況を次のように説明している。

(9) You must have some of this cake. 畠山 (2012: 3)

(是非このケーキを食べてください。)

状況：ある日、今日子は自宅でティーパーティを企画した。英会話のアンドリュー先生も招待して手作りケーキをご馳走しようと目論んだ。かなりのイケメン先生なのだ。自作のケーキを用意してテーブルに置き、今日子はお茶を用意していた。お茶を運ぶと、まだ誰もケーキに手をつけていなかった。

このような状況で、話し手は「食べてもいいわよ。」というつもりで “You may have some of this cake.” と発話したが、must を発話した方が正しいという。話し手が聞き手に勧めるような表現の場合は、must が適切である。このように根源的モダリティ must には勧誘的な使われ方がある。Swan (2005) では must の用法がいくつか挙げられているが、筆者は must の意味は基本的に「義務」の1つのみだと考える。状況に合わせて様々な「機能」を果たす。ここでの「機能」とは、会話の中において聞き手側に対して果たす役割のことで、「用法」とは会話における話し手の視点からの、使われ方である。モダリティは多義的であるため、それぞれを覚えるには労力がかかる。意味論のレベルでは Kratzer の可能世界意味論による必然性と可能性の枠組みで意味を記述するのが簡単である。従って、must の勧誘的な機能が現れる会話の状況を明らかにすることが、本論文の目標となる。

### 3. 先行研究

#### 3.1. Kratzer の枠組み

Kratzer は可能世界を量化・順序付けすることで、モダリティを把握している。また、接近

可能関係は、話し手の会話背景によって制御される。具体的には、Kratzer (1991: 649) によれば、様相表現は3つの道具立てによって、特徴付けられる。

(10)

I. 様相力、II. 様相基盤、III. 順序源

Kratzer (1981: 42) によると、モダリティ表現は、いつも同一の基準によって意味解釈されるのではなく、話し手の発話時のコンテキストに依存している。モダリティを解釈するために、これらの枠組みを使うことは、言語表現の解釈のためには有効である。なぜなら、話し手が変わり、発話の世界と時間が変化すればそれぞれの会話背景が異なってくるため、接近可能な可能世界も異なってくるからである。以下より、個々の道具立てについて説明する。

### I. 様相力

Kratzer の枠組みにおいては、可能性と必然性の他に、様相力を表す尺度がいくつか述べられているが、Kratzer (1991: 644) は、必然性の意味に該当するのは must であると主張している。ゆえに、本論文では必然性という様相力が主に関係する。Kratzer (1981: 48, 1991: 644) では、必然性は次のように定義されている。そして、解釈のために、吉田 (1990: 24) を参考にしている。下記のは、合田 (2015: 40) でも記載したものである。

(11)

For all  $u \in \cap f(w)$  there is a  $v \in \cap f(w)$  such

that  $v \leq_{g(w)} u$  and

for all  $z \in \cap f(w)$  : if  $z \leq_{g(w)} v$ , then  $z \in p$ .

Kratzer (1991: 644)

(すべての  $f(w)$  の要素である全ての可能世界  $u$  に対して、 $f(w)$  の要素である可能世界  $v$  が存在するが、それは次の条件に基づく。その条件とは、 $v$  は  $u$  と同じくらい理想的であるが  $u$  より  $v$  が理想的である。かつ、すべての  $f(w)$  の要素である可能世界  $z$  に対して、 $v$  より  $z$  の方が理想的であるが、 $z$  が  $v$  と同じくらい理想的であるならば、 $z$  は命題  $p$  に含まれる。理想的な順序を言うと、 $z$  が最も理想的である。筆者訳)

命題  $p$  が理想  $g$  に一番近い可能世界  $z$  の全てで真であれば、かつその時にかぎり、 $p$  は必然性を意味する。必然性の成立関係は、順序源によって決定付けられており、コンテキストにおいて、理想に近づいていく接近可能な可能世界すべてで、真であるときにだけ必然的となる。

合田優子

言い換えると、順序付けから完全に逸脱した理想に反する世界は問題外として考えることができる。例えば、(12) の例文で義務的モダリティ must の例文を確認する。

(12) You must do your homework.

(あなたは宿題をやらなければならない。)

(12) のような英文では、命題 “You do your homework” が真ではないような可能世界では、発話する必要がない。つまり、その命題が接近可能でないような世界とは「聞き手がそもそも宿題をする」世界である。また、順序付けで言えば、「すべての人が宿題をする」世界がもっとも理想的であり、次に、「人が宿題をした方が、しない方より学校の成績が良くなる」という世界は、その次に理想的である。一方で、「宿題をしない方が、成績が良くなる」可能世界は順序付けから逸脱し、議論の対象から外される。このように必然性等で表される可能世界の集合については真偽を考えることができる。

## II. 様相基盤

Kratzer (1991: 645) では、会話背景は「様相基盤」と「順序源」という2つの道具立てで構成される。この様相基盤とは、ものの見方であるが、その見方によって限定され、私たちの視野に入ってくる世界を「接近可能な」世界と呼ぶ。接近可能な世界は、発話の文脈で得られる「接近可能関係」に基づいて決定される。つまり、義務的な意味を示すモダリティ must の場合には、義務的な会話背景が存在して関与していると考えられる。

## III. 順序源

順序源とは、会話の背景となる集合で表された可能世界の順序のことである。この順序は、Kratzer (1991: 646) によると、義務的・願望的・理想的などの観点により、接近可能な可能世界の順序が変化する。must の順序源は義務的観点により可能世界が順序づけられている。その議論については、詳しくは合田 (2015: 41) を参照されたい。

最後に、可能世界意味論の概念で重要なのが、接近可能関係である。理論で接近可能関係の概念を導入する利点は、飯田 (1995: 110) によると、考慮すべき可能世界の範囲を限定できることである。

### 3.2. must の意味形式

合田 (2015) では、Kratzer の枠組みから must と命令文の考察分析を行った。そして、

must を中心とした義務的モダリティの意味形式を提案した。本節では、その意味形式を修正したい。

(13)

$w$  は世界を指す。 $(w' \in W$  とは、 $w'$  は  $W$  の要素である。)

$f$  は関数を表す。 $f(w)$  は、関数  $f$  に世界  $w$  を組み合わせることで、可能世界の集合を指定する。

これには、接近可能関係の考え方が含まれる。

$p$  は命題を表す。

$\leq_s$  と  $\leq_{g(w)}$  は可能世界の順序関係を表す。 $s$  は話し手を表す。 $g$  は解釈関数と呼ばれ、物の見方を表す。

$\forall$  は、普遍量子と呼ばれ様相の中で必然性を表す。

$\cap$  は共通部分を示す。

$\bigcap f(w)$  は、べき集合のことで、全ての可能世界の組み合わせを表す。

$\| \ \|$  は言語形式 (表現) を表す。

$=$  は、それを表している意味を表す。

上記の記号を中心に must の意味形式を提案する。

(14) a. Finish the paper by tomorrow. Han (1999: 9)

(明日までにレポートを終わらせなさい。)

b. You must finish the paper by tomorrow. Han (1999: 9)

(あなたは明日までにレポートを終わらせなければならない。)

合田 (2015) では、Han (1999) に対して新たな意味形式の提案をした。Han (1999) とは異なる意見だが、命令文では真理値を持ち、現実世界が空集合となると述べた。そして、Portner (2005: 23) によれば、命令文については、可能世界に「真偽」を問うのではなく、命題が可能世界において「充足した世界」なのか「充足していない世界」なのか、について考えるべきであるという。(14a) で考えると、聞き手が明日までにレポートを終わらせた世界は充足した世界で、それ以外は充足していない世界になる。(14a) の例文の解釈をすると、レポートを終わらせなければならない、というあるべき姿への命題やルールの提示ではなく、現実を含む可能世界が命題の内容を満たしているか満たしていないか、ということである。従って、命令文とは、話し手の願望が含まれているので、合田 (2015) では意味形式を次のように定義した。

(15)

$$\|\text{imp } (p)\|_w = \{w' : w' \in \|(p)\| \cap \leq_s (\Omega f_{sp}(w))\} \quad \text{合田 (2015: 49)}$$

( $w'$ は命題  $p$  が真になっている可能世界であり、かつ同時にその世界は話し手が現実世界  $w$  において望むような命題が真になる世界の集合の交わりの順序源をも最適なものとして充足している。)

一方で、(14b) は話し手が、あるべき可能世界の姿を聞き手に伝え、義務を課している。そして、命題内容が全ての可能世界で真である。義務的モダリティの文は、未来の世界を起点にした現在の世界のあるべき世界、つまり、可能世界における義務や許可について断言する。そして、そのような世界について真偽を問うことができ、モダリティは、真理値を持つ。合田 (2015) では意味形式を (16) と定義したが、must 以外の義務的モダリティの考察が不足していたにも関わらず、義務的モダリティの定義づけをしてしまった。そこで本論文で (17) を再提案する。(16)  $\|\text{DEONTIC MOD. } (p)\|_w$  の部分を (17)  $\|\text{MUST. } (p)\|_w$  に変更する。

$$(16) \|\text{DEONTIC MOD. } (p)\|_w = \forall w' [w' \in W : \|(p)\| \cap w' \leq_s f(w)] \quad \text{合田 (2015: 50)}$$

( $w'$ は命題  $p$  が真になっている可能世界で、発話世界から接近可能であり、かつ同時にその世界は義務命題が真になる可能世界を順序づける。そして、その命題は、全ての可能世界  $w'$  において真である。)

$$(17) \|\text{MUST. } (p)\|_w = \forall w' [w' \in W : \|(p)\| \cap w' \leq_s f(w)]$$

( $w'$ は命題  $p$  が真になっている可能世界で、発話世界から接近可能であり、かつ同時にその世界は義務命題が真になる可能世界を順序づける。そして、その命題は、全ての可能世界  $w'$  において真である。)

### 3.3. 言語行為

Searle は言語行為理論を展開したが、そもそも言語行為とは主に3つに区別される。

(18)

- I. 発語行為 (何らかの言語形式を発話すること)
- II. 発話内行為 (発話をするによってなされる行為)
- III. 発語媒介行為 (発話をするによって聞き手が喜んだり、悲しんだり、脅威を受けたり等々の効果を上げること)

Searle (1979: 30) によれば、基本的には、「誰かが何かを意味する」ということは、話し手が文を発話し、自分が言うことを厳密にかつ言葉どおりに意味する。このような場合には、話し手は聞き手の内に何らかの発語内効果を生じさせることを意図し、その効果を生じさせようとする話し手の意図を聞き手に認識させることによってその効果を生じさせようとする意図し、そして文の発話が従う規則に関する聞き手の知識によって聞き手がこの意図を認識するようにさせることを意図する。Searle によると、「話し手が言うこと」と「話し手が意味すること」は区別される。一方で、発話によって、何かを意図する時、上記のような単純な場合ではない時がある。例えば、話し手がある文を発話し、自分が言うことを意味し、さらに命題内容とは別の発語内行為を行う場合がある。これが間接的言語行為である。

発語内行為は5つに分けられる。①断言型 ②指令型 ③行為拘束型 ④表現型 ⑤宣言型の5つである。must はどの行為に該当するかについては4節で検討する。

さらに、Searle の枠組みでは、言語行為が成立する条件がいくつかある。まず、Searle (1969: 57) による「約束」という言語行為はどのように成立しているか確認する。そして同時に、それぞれの条件を確認する。

(19)

話し手 S は聞き手 H がいるときに文 T を発話することになる。このとき、S が T を字義通りに発話しつつ、かつ欠陥なく H に対して P という約束をするならば、そして、その場合に限りて次の条件が成立する。

Searle (1969: 57)

①正常入出力条件が成立している。

Searle (1969: 57)

次の2つは命題内容条件である。

② S は T という発言において、命題 p を表現する。

Searle (1969: 57)

③ p と表現することによって、S は、S 自身について将来の行為 A を述定している。

Searle (1969: 57)

次の2つは事前条件である。

④ H は、S が A をしないよりはする方を好むであろう。また、S は、H が A をしないよりはする方を好むと思っている。

Searle (1969: 58)

⑤事態の通常の推移において、S が A をするという事は、S にとっても H にとっても明のことではない

Searle (1969: 59)

次は誠実性条件である。

⑥ S は A を行うことを意図している。

Searle (1969: 60)

次は本質条件である。

⑦ SはTという発言によって自分がAを行うという義務を負うことになるということを意図している。 Searle (1969: 60)

⑧ Sは、Tという発言によってSがAを行う義務を負うことになるという認知KをHの中に生じさせることを意図する。 $(i^{1}) - 1$  Sは*i*-1の認知によってKを生じさせることを意図し、さらに、*i*-1の認知が、Tの意味をHが知っているということによってなされるように意図している。 Searle (1969: 60)

⑨ SおよびHによって使用されている方言の意味論的規則はTが正しくかつ誠実に発せられるとき、かつそのときに限って、条件①～⑧が成立するという規則である。 Searle (1969: 61)

Searle (1969: 58)によると、「約束」は、例えば招待とは異なり、約束を必要とする機会や状況を必要とする。そのような機会や状況に不可欠の特性は約束の相手がそうしてもらうことを望んでいる（必要としている、願っている）ということ、および、約束する本人がその望み（必要、願いなど）に気づいているということである。そこで、上記のことを参考に「勧誘」について考えると、招待をする・勧誘をする機会や状況を必要としないと考えられる。そして、その勧誘される側がその行為を望んでいるかどうかは、話し手は知らない。そして、実際聞き手が望んでいるときもあれば、望んでいないときもある。

このように、Searleの言語行為の枠組みでは、場合や状況を考慮して発話に伴う行為に焦点を当てているため、本研究で利用するのに適切である。可能世界意味論の枠組みの中では、それぞれの可能世界の集合について深く考えることができる。命題行為の内容の会話状況とそれに関係すると考えられる要素を1つ1つ取り出して注意深く検討することができるため、言語行為理論の各条件や間接的言語行為のステップと組み合わせると、mustの勧誘的用法が発生する手がかりをつかみやすくと考えられる。

### 3.4. 間接的言語行為

Searle (1979: 31)によると、間接的言語行為とは、他の発話内行為が遂行されることによって、ある発話内行為が間接的に遂行される事例のことである。

(20) Can you pass the salt? Searle (1979: 46)  
(塩を取れますか?)

(20)の発話は、話し手が聞き手に対して質問だけでなく塩を取って渡すようにという依頼を意味する。一方でSearle (1979: 32)によれば、間接的言語行為においては、話し手は実際

に言う以上のことを聞き手に伝達するが、それは、両者が相互に共有する背景知識（言語的なものも非言語的なものも）と聞き手の側の合理性と推論の一般能力に頼ることによってである。具体的に言うと、必要な理論装置は、言語行為論、協調的会話の一般原理、話し手と聞き手の間で共有された事実に背景情報、聞き手の側の推論する能力を含むのである。(20) の例文を、聞き手が質問でなく依頼だと理解することができるようになるためには、Searle (1979: 46-47) によれば、次のようないくつかのステップが必要になる。

(21)

ステップ 1: 話し手は私に、塩を渡す能力があるかどうかについての質問をした。(会話についての事実)

ステップ 2: 話し手は会話に協調しており、それゆえその発話には目的や目標があると私は仮定する。(会話的協調の原理)

ステップ 3: 会話の背景は、私の塩を渡す能力について理論的な関心を表すようなものではない。(事実に背景情報)

ステップ 4: その上、おそらく話し手はその答えがイエスであることをすでに知っている。(事実に背景情報) (筆者の解釈によると、文字通りの質問にはイエスである。)

ステップ 5: それゆえ、話し手の発話はおそらく単なる質問ではない。おそらく何か隠された発語内の目標がある。それはいったい何だろうか。(ステップ1~4からの推論)

ステップ 6: どの指令型の発語内行為でも事前条件は、命題内容条件において述語づけられた行為を遂行する聞き手の能力である。(言語行為論)

ステップ 7: それゆえ、話し手は私に、私が塩を渡すよう依頼するための事前条件が充足されていることを、肯定的な答えが含意するような質問をした。(ステップ1と6からの推論)

ステップ 8: 私たちは今ディナー中であり、人々は通常ディナーで塩を使用する。塩をあちこちに渡し、また他の人に塩をあちこちに渡してもらおうとする。(背景情報)

ステップ 9: 話し手はそれゆえ、私を実現することを話し手が欲する見込みのきわめて高い順守条件をもつ依頼のための事前条件の充足をほのめかした。(ステップ7と8からの推論)

ステップ10: それゆえ、他にもっともらしい発語内の目標がなければ、話し手はおそらく私に塩を渡すよう依頼している。(ステップ5と9からの推論)

## 4. 分析

### 4.1. 義務的用法

本節では、間接的言語行為の枠組みを利用して、例文を分析する。この節と次の節に挙げてあるすべての *must* の例文は、Kratzer の可能世界意味論において、意味形式 (17) を前提としていることをここで確認する。まず、様相力についてだが、*must* を含む文の命題内容は接近可能である全ての可能世界について真である。また、様相基盤は、義務的な会話背景が関与している。そして、順序源については、義務的な観点によって可能世界が順序づけられている。*must* の義務的用法は、5つの言語行為のうちどれに該当するであろうか。①断定型であると予測できる。Searle (1969: 64) では、「命令を下す」という場合が考察されている。事前条件の中では、話し手が聞き手に対して権威を持つ立場にいないといけないという。誠実性条件は、話し手が命令された行為を欲しているという。本質条件は、その発話が聞き手に対してその行為を行わせるという試みであることを話し手が聞き手に意図しているという事実に関連するという。

(22) You must go to the bathroom.

Lakoff (1972: 240)

(あなたはトイレに行かなければならない。)

澤田 (2006: 64) の解説によると、(22) は話し手自身が聞き手にその義務を課している場合に用いられる。その場合、聞き手自身がトイレに行きたいと思っているかは問題でなく、話し手は何か別の理由で、(例えば、トイレに飾ってある絵を是非とも見せたい等)、聞き手にトイレに行くように指示している。筆者の意見では、「命令」と「義務」の違いは、「義務」は会話で話し手の立場が聞き手より高いことが挙げられる。そして、「命令」は、話し手が命令を生み出し聞き手に課す。合田 (2015: 49) によれば、義務的モダリティの会話背景は deontic であるが、命令文では bouletic であるとした。

(23) Deontic conversational backgrounds:

A deontic conversational background is a function  $f$  such that for any world  $w$ ,  $f(w)$  represents the content of a body of laws or regulations in  $w$ .                      Kratzer (2012: 37)

(義務的会話背景には、法律や規則が含まれている世界に関する関数が存在していて、それによって、可能世界の順序が決定される。筆者訳)

(24) Bouletic conversational backgrounds have to do with wishes.

Kratzer (1981: 45)

(願望的会話背景は願望を扱う。筆者訳)

すなわち、会話背景が異なるため、言語行為理論の枠組みにおいても行為のステップがそれぞれ異なる。可能世界意味論の観点をも含めた上で、(22) の例文の言語行為が成立する条件を検討すると、次の (25) のような結果が得られる。

(25) 命題行為内容：S は H に行為 A の遂行をさせようとする

事前条件：1. S は行為の遂行内容が H にとって利益あるいは必要になると思っている

2. 義務の源は、何らかのルールや S 以外のところにある可能性が高い

誠実性条件：S は H にとって、A の遂行の必要性を知っている

本質条件：その発話が H に対して A が必要であることを意図し、S が H に述べている

それでは、以下より映画のシナリオで発話を確認する。シナリオを利用した理由は、自然な発話状況で must が発話されているからである。

(26)

Elizabeth: Nor do we ever talk about our private lives. You must come to us.

(ここに伺うことも個人的な話も無理です。診療に来てください。)

Lionel: Sorry, this is my game, played on my turf, by my rules.

(私のやり方に従っていただかないと。)(Hooper, T. *The King's Speech*, 10: 22)

この例文の状況は、皇太子妃のエリザベスが言語聴覚士のライオネルに、夫の言語障害の調子を見に家に来てほしいと頼んでいる場面である。しかし、エリザベスは自分の身分を隠しているが、自分の意見を冷静に押し通すような義務の強い表現になっている。(26) を考察すると可能世界意味論の観点を含めた上で、(27) になる。

(27) 命題行為内容：S は H に行為 A の遂行をさせようとする

事前条件：1. S が H に対して権威を持つ立場

2. 義務の源は、何らかのルールや S 以外のところにある可能性が高い

誠実性条件：S は、何らかのために A の遂行の必要性を知っている

本質条件：その発話が H に対して A が必要であることを意図し、S が H に述べている

次に別の例文と、可能世界意味論の観点を含めた条件を確認する。

(28) You must be careful when purchasing items on the Internet.

(インターネットで買い物をする際には気をつけないといけない。)

ピーターセン and 綿貫 (2006: 86)

(29) 命題行為内容：SはHに行為Aの遂行をさせようとする

事前条件：Sは行為の遂行内容がHにとって利益あるいは必要になると思っている

誠実性条件：SはHにとって、行為Aの遂行の必要性を知っている

本質条件：その発話がHに対してその行為Aが必要であることを意図し、SがHに述べている

従って、義務的用法は命題内容が聞き手にとって、利益になる場合とならない場合がある。また、話し手と聞き手の上下関係も関係してくる場合もある。しかしながら、共通していることは、話し手は行為の遂行性の必要性を知っていることである。なぜなら、当然ながら、話し手と聞き手は同じ可能世界において、その可能世界のルール上で、行為の遂行が必要であるため、話し手はそれを発話できるからである。行為の遂行を示唆するのである。従って、5つのタイプの「①断言型」に該当すると考えられる。

#### 4.2. 勧誘的用法

本節では、Searleの間接的言語行為に基づいて勧誘的用法を考察する。ある発話を間接的言語行為として、別の機能として理解するためには、いくつかのステップが必要になることは、前節で述べた。次の2つの発話(30)と(33)(例文番号(9)を(30)と変更する)とその条件、ステップを考察してみる。

(30) You must have some of this cake.

畠山 (2012: 3)

(是非このケーキを食べてください。)

(31) 命題行為内容：SはHに行為Aの遂行をさせようとする

事前条件：1. Sは行為の遂行内容がHにとって利益あるいは必要になると思っている

2. SはHが発話内容に同意してくれるものと思っている

誠実性条件：SはAの遂行を欲し、必要であると信じている

本質条件：その発話がHに対してその行為の遂行を試みるよう意図しHに述べている

次にSearleの枠組みにおいて、(30)の間接的言語行為を考察するが、ステップで10あるものを、分かりきった内容のものは省略することとする。会話の協調の原則や会話背景から、状況を判

断するなどは、当然のことであるからである。

(32)

ステップ 1: 話し手は私に、ケーキを食べる義務が存在することを述べたもしくは、義務を課した。(会話についての事実)

ステップ 2: 会話の背景は、私にケーキを食べるように義務づけされた理論的な関心を表すようなものではない。(事実的な背景情報)

ステップ 3: それゆえ、話し手の発話はおそらく単なる義務づけではない。おそらく何か隠された発話内の目標がある。それはいったい何だろうか。(ステップ1と2からの推論)

ステップ 4: それゆえ、話し手は私に、私がケーキを食べるための義務の発生の事前条件が充足されていることを、肯定的な答えが含意されるような陳述をした。(ステップ1と言語行為からの推論)

ステップ 5: 話し手はそれゆえ、私が実現することを話し手が欲する見込みのきわめて高い順守条件をもつ陳述のための事前条件の充足をほのめかした。(ステップ4と背景情報からの推論)

ステップ 6: それゆえ、他にもっともらしい発話内の目標がなければ、話し手はおそらく私にケーキを食べよう勧めている。(ステップ3と5からの推論)

(33)の発話状況は、ジョンがたまたま良いレストランを見つけ、そこで食事をしたことである。その後、ジョンは友達に“You must visit there and try a meal!”と勧めることを想定している。

(33) You must visit there and try a meal!

(あなたは是非そこを訪れて料理を食べてみてください。)

(34) 命題行為内容: SはHに行為Aの遂行をさせようとする

事前条件: 1. Sは行為の遂行内容がHにとって利益あるいは必要になると思っている

2. SはHが発話内容に同意してくれるものと思っている

誠実性条件: SはAの遂行を欲し、必要であると信じている

本質条件: その発話がHに対してその行為の遂行を試みるよう意図しHに述べている

(35)

ステップ 1: 話し手は私に、レストランに行き料理を食べる義務が存在することを述べたもしくは、義務を課した。(会話についての事実)

ステップ 2: 会話の背景は、私にレストランに行き、料理を食べることを義務づけされた理論的な関心を表すようなものではない。(事実的な背景情報)

ステップ 3: それゆえ、話し手の発話はおそらく単なる義務づけではない。おそらく何か隠された発語内の目標がある。それはいったい何だろうか。(ステップ1と2からの推論)

ステップ 4: それゆえ、話し手は私に、私がレストランに行き料理を食べることを義務の発生の事前条件が充足されていることを、肯定的な答えが含意されるような陳述をした。(ステップ1と言語行為からの推論)

ステップ 5: 話し手はそれゆえ、私が実現することを話し手が欲する見込みのきわめて高い順守条件をもつ陳述のための事前条件の充足をほのめかした。(ステップ4と背景情報からの推論)

ステップ 6: それゆえ、他にもっともらしい発語内の目標がなければ、話し手はおそらくレストランに行き料理を食べよう勧めている。(ステップ3と5からの推論)

## 5. 結論

must の義務的用法の発話状況と勧誘的用法の発話状況については、以下のことが認められる。表1をまとめとして提案したい。

表 1

	義務的用法	勧誘的用法
義務の源	話し手・話し手以外があり、権力が関わっている場合がある	話し手。権力が関わっていない可能性が高い
聞き手にとって利益か	聞き手にとって利益になるものとならないものがある	聞き手にとって利益になるものとならないものがある
可能世界と発話	話し手の想定：同じ可能世界において、話し手と聞き手の共通の知識・ルールがある	同じ可能世界における話し手と聞き手の会話で、話し手が想定する可能世界からの発話
行為の遂行について	話し手にとって聞き手の行為の遂行が事実的に必要で、それを話し手は知っている	行為の遂行が聞き手にとって必要であると話し手は信じていて、話し手は聞き手の同意を期待

基本的に根源的 must は義務的な意味を表す。しかし、義務的用法の場合、事実的に行為の遂行が必要であり、それを話し手と聞き手が知っている。一方で、勧誘的用法の場合、話し手の想定する可能世界において、行為の遂行が必要であると、話し手は信じている。そして、そのことを聞き手が推論する。このような流れで、must は勧誘的な機能を果たす。

## 注

1) *i* とは、意図のことである。

## 参考文献

- Allwood, J. and Andersson, L. and Dahl, Ö. (1977). *Logic in Linguistics*, Cambridge University Press, Cambridge.
- 合田優子 (2015). 「義務的モダリティと命令文の比較 —可能世界意味論を通して—」  
『欧米文化研究』22号, 広島大学, pp. 37-52.
- Han, C. (1999). “Deontic Modality”, *Lexical Aspect and the Semantics of Imperatives Linguistics in Morning Calm 4*, Hanshin Publications, Seoul.
- 畠山雄二 (2012). 『くらべてわかる英文法』くろしお出版, 東京.
- 飯田隆 (1995). 『言語哲学大全Ⅲ 意味と様相 (下)』勁草書房, 東京.
- 今井邦彦 (2001). 『語用論への招待』大修館, 東京.
- 小泉保編 (2001). 『入門 語用論研究 —理論と応用—』研究社, 東京.
- Kratzer, A. (1981). “The Notional Category of Modality,” *Words, Worlds, and Contexts*, ed. by H. J. Eikmeyer & H. Rieser. Berlin. pp. 38-74.
- Kratzer, A. (1991). “Modality,” *Semantics: An International Handbook of Contemporary Research*, ed. by A. von Stechow and D. Wunderlich, Mouton de Gruyter, Berlin. pp. 639-650.
- Kratzer, A. (2012). *Modals and Conditionals*, Oxford University Press, New York.
- Lakoff, R. (1972). “The Pragmatics of Modality”, *CLS 8*, Chicago, pp. 229-246.
- Patterson, T. (2011). “Clearly, it must be…: An analysis of theories surrounding clarity and epistemic *must*,” Swarthmore College, Senior Honors Thesis.
- ピーターセン, M. and 綿貫陽 (2006). 『表現のための実践ロイヤル英文法』旺文社, 東京.
- Portner, P. (2005). *What is meaning?: Fundamentals of Formal Semantics*, Oxford: Backwell.
- 澤田治美 (2006). 『モダリティ』開拓社, 東京.
- Searle, J. (1979). *Speech Acts: an essay in the philosophy of language*, Cambridge University Press, New York.
- Searle, J. (1969). *Expression and meaning: Studies in the Theory of Speech Acts*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Swan, M. (2005). *Practical English Usage third edition*, Oxford University Press, Oxford.
- 吉田光演 (1990). 「『やっぱり』の意味論」『金沢大学独文研究室報 7』, pp. 17-34.

## 使用したシナリオ

*The King's Speech*, (2010). Directed by Hooper, T. See-Saw Films Bedlam Productions. (シナリオについて: web で検索したシナリオと、映画のセリフの英語が異なったので、シナリオを参考にセリフを聞き取ったものを載せている。)

## Analysis of Root Modality *must*: From the perspective of possible worlds semantics and speech acts

GODA Yuko

The purpose of this study is to analyze Root Modality *must* in terms of possible worlds semantics and speech acts theory. The possible worlds semantics is proposed by Kratzer (1981, 1991, 2012). Speech acts theory is developed by Searle (1969, 1979). “Indirect speech acts” is one of most well-known theories in the field of linguistics. Modality is ambiguous. For example, the English auxiliary Root *must* can have two basic meanings, one is “obligation” and the other is “invitation”. Basically, modality refers to the mental attitude of a speaker and the condition of facts or matters. This study attempts to determine what utterance situation for invitation *must* is.

The first part of this essay offers the renewal modal logic definition of *must*, revised from Goda (2015). From the viewpoint of possible worlds semantics, this study suggests that *must* has one meaning, “obligation”. In the second part, we argue that background situations are deeply connected to our conversations by using pragmatics in our study. We can utter a *must*-sentence for two separate functions, the one is “deontic usage” and the other is “invitation usage”. We find there are some differences between deontic *must* and invitation *must* by analyzing speech acts. When the invitation *must* works as a function of invitation, *must* requires some conditions and steps which change it from deontic *must* in indirect speech acts theory. This is called hearer’s implicature.

This study concludes the following. Actually, *must*-sentence are regarded as “assertives”. When the source of obligation is relevant to speaker’s social power, *must* tends to be deontic. The utterance situation of invitation *must* is that speaker believes the acts should be accomplished for listener, and the speaker expects the listener’s agreement. On the other hand, in deontic *must* situation, in fact the speaker just knows the necessity of accomplishing it.